

【 資 料 編 】

1	福崎町障害者福祉施策推進協議会設置要綱……………	146
2	福崎町障がい者プラン等検討委員会設置要綱……………	149
3	福崎町第3次障がい者プランの策定経緯……………	150
4	神崎郡内及び近隣の障害福祉サービス事業所……………	151
5	障害者福祉施策等に関連する年間行事（抜粋）……………	155
6	障害者マーク……………	156
7	用語解説……………	158

1 福崎町障害者福祉施策推進協議会設置要綱

令和2年4月 30 日告示第 54 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もが住み慣れた地域において自立した生活が送られるように、福崎町障害者福祉施策推進協議会(以下「推進協議会」という。)の組織、運営その他推進協議会について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項等)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第3項に規定する市町村障害者計画(福崎町障害者プラン)の策定又は変更に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第1項に規定する市町村障害福祉計画(福崎町障害福祉計画)の策定又は変更に関すること。
- (3) 児童福祉法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 65 号)による改正後の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第1項に規定する市町村障害児福祉計画(福崎町障害児福祉計画)の策定又は変更に関すること。
- (4) 各号に掲げる事項のほか障害福祉施策の進捗状況点検や評価に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる者のうちから別表1のとおり町長が委嘱、又は任命する委員で構成する。

- (1) 住民代表
- (2) 有識者
- (3) 障害者当事者団体及び家族会の代表者
- (4) 保健、医療、福祉機関の職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、町長が委員を委嘱又は任命した日から3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に、会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によりこれを選任し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、推進協議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会は必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会長が推進協議会を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。

3 推進協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 推進協議会の議決の方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

5 会長が必要と認めるときは、推進協議会の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進協議会に出席させて意見を述べさせ、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第8条 やむを得ない理由により、推進協議会に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第9条 推進協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第 10 条 推進協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第 11 条 推進協議会の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、福崎町健康福祉課に置く。

(謝礼)

第 12 条 推進協議会は、委員が会議に出席したときは、謝礼を支給することができる。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(福崎町障害者福祉プラン及び福崎町障害福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 福崎町障害者福祉プラン及び福崎町障害福祉計画策定委員会設置要綱(平成 23 年 4 月 25 日告示第 58 号)は、廃止する。

(特別措置)

3 この要綱の施行の日以後最初の委員の任期は、第 4 条の規定に関わらず、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

4 この要綱の施行の日以後に開かれる最初の会議は、第 6 第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

別表 1 (第 3 条関係)

区 分	所 属
住民代表	町議会
	民生委員児童委員協議会
	区長会
	公募による委員
当事者団体及び家族会代表	中播磨峰の会
	身体障害者福祉会
	手をつなぐ育成会
保健、医療、福祉関係者	社会福祉法人 中播福祉会
	社会福祉法人 高岡の里福祉会
	社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会
	医療法人内海慈仁会 姫路北病院
	相談支援事業所
	神崎郡自立支援協議会
有識者	神戸医療福祉大学
	ケアステーションかんざき
	精神保健福祉士
行政機関	中播磨健康福祉事務所(保健所)
	公共職業安定所
	職業自立センターひめじ
	学校教育課長
	保健センター
	地域包括支援センター

福崎町障害者福祉施策推進協議会委員名簿（順不同）

（任 期 令和2年6月30日～令和5年3月31日）

■委員

（敬称略）

	区 分	役 職 等	氏 名	備 考
1	有識者	神戸医療福祉大学	祐 東 孝 好	学識経験者
2		ケアステーションかんざき	岡 本 智 里	学識経験者
3		精神保健福祉士	松 尾 友 和	学識経験者
4	住民代表	福崎町議会議員 （民生まちづくり常任委員会）	竹 本 繁 夫	住民代表
5		民生委員・児童委員協議会	末 平 守	住民代表
6		福崎町区長会	大 杉 武 司	住民代表
7		公募委員	柴 田 みつ子	住民代表
8			高 橋 渡	住民代表
9	当事者団体及び 家族会代表	中播磨峰の会家族会	大塚 記美代	家族会代表
10		福崎町身体障害者福祉会	片 山 高 一	当事者団体
11		福崎町手をつなぐ育成会	中 井 廣 彰	当事者団体
12	保健、医療、福祉 関係者	社会福祉法人 中播福祉会	内 井 一 也	福祉関係者
13		社会福祉法人 高岡の里福祉会	尾 田 弘 之	福祉関係者
14		社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会	北 山 龍 彦	福祉関係者
15		福崎町障害相談支援センター	正 木 晶 代	福祉関係者
16		神崎郡自立支援協議会	西 本 寛	福祉関係者
17		医療法人 内海慈仁会 姫路北病院	稲 田 博 昭	医療関係者
18	行政機関	中播磨健康福祉事務所福崎保健所	井 上 幸 代	兵庫県
19		姫路公共職業安定所	前 川 達 久	公共職業安定所
20		職業自立センターひめじ	宮 田 宗 永	職業自立センター
21	福崎町	福崎町学校教育課長	大 塚 謙 一	教育委員会
22		福崎町保健センター	大 角 英 子	保健センター
23		福崎町地域包括支援センター	岸 本 恵 里	地域包括支援センター

2 福崎町障がい者プラン等検討委員会設置要綱

令和2年5月 20 日告示第 61 号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「障がい者プラン」という。)及びその他本町の障害福祉施策等に関する検討を行うため、福崎町障がい者プラン等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障がい者プランの改定及びその他の障害福祉施策等の検討に必要な協議を行い、障がい者プランの改定原案の策定及び施策の協議を行う。

(委員会)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第4条 障害福祉施策等に関する庶務を処理するため健康福祉課に事務局を置く。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

役 職	職 名
委 員 長	副 町 長
副 委 員 長	教 育 長
委 員	公 営 企 業 管 理 者
〃	技 監
〃	議 会 事 務 局 長
〃	総 務 課 長
〃	企 画 財 政 課 長
〃	出 納 室 長
〃	税 務 課 長
〃	住 民 生 活 課 長
〃	健 康 福 祉 課 長
〃	地 域 振 興 課 長
〃	農 林 振 興 課 長
〃	ま ち づ く り 課 長
〃	学 校 教 育 課 長
〃	社 会 教 育 課 長
〃	上 下 水 道 課 長

3 福崎町第3次障がい者プランの策定経緯

■ 福崎町障害者福祉施策推進協議会

第1回	R2.6.30	福崎町障害者福祉施策推進協議会委員委嘱（委嘱期間：R2.6.30～R5.3.31） 福崎町第3次障がい者プランの策定諮問 計画策定までのフローの説明	等
第2回	R2.10.22	各種アンケート及びヒアリング結果報告 福崎町第3次障がい者プランの概略及び策定日程説明	等
第3回	R2.12.8	福崎町第3次障がい者プラン（素案）の説明 障害者週間取り組み報告	等
第4回	R3.2.2	パブリックコメントへの回答の説明 福崎町第3次障がい者プランの答申	等

■ 福崎町障がい者プラン等検討委員会

第1回	R2.8.31	福崎町第3次障がい者プラン等改定にかかる視点説明	
第2回	R2.11.27	各種アンケート結果説明 福崎町第3次障がい者プラン（素案）の説明	等
第3回	R3.1.21	パブリックコメントへの回答案の協議	

■ パブリックコメント

R2.12.22～R3.1.12 実施
実施箇所：福崎町役場、図書館、文化センター、八千種研修センター

■ 福崎町議会

R2.11.20	民生まちづくり常任委員会へ概略報告
R2.12.10	福崎町議会全員協議会へパブリックコメント案の説明
R3.3.25	福崎町第3次障がい者プラン議決

4 神崎郡内及び近隣の障害福祉サービス事業所

(姫路市香寺町・船津町・夢前町の一部を含む)

令和3年2月末現在

●相談支援

	サービスの種類	事業所名	所在地
1	計画相談支援	高岡の里相談支援事業所	
2		福崎町障害相談支援センター	福崎町大貫
3		市川町社会福祉協議会相談支援事業所	市川町甘地
4		相談支援事業所 れいめい	市川町西川辺
5		神河町社会福祉協議会相談支援事業所	神河町栗賀町
6		ケアステーションかんだき	神河町栗賀町
7		つなぐ	神河町福本
8		社会福祉法人中播福祉会香翠寮相談支援事業所	姫路市香寺町
9		相談支援事業所 おりおん	姫路市船津町

【介護給付】

①訪問系サービス

	サービスの種類	事業所名	所在地
1	居宅介護 (ホームヘルプ)	福崎町社会福祉協議会訪問介護事業所	福崎町大貫
2		有限会社愛の里訪問介護事業所	福崎町大貫
3		有限会社愛ケア・サービス	福崎町福田
4		ヘルパーステーションジョイケア	福崎町西田原
5		株式会社アミューズ24	市川町甘地
6		ヘルパーステーション歩歩市川	市川町田中
7		市川町社会福祉協議会訪問介護事業所	市川町甘地
8		神河町社会福祉協議会相談支援事業所	神河町栗賀町
9		指定香翠寮居宅介護事業所	姫路市香寺町
1	重度訪問介護	福崎町社会福祉協議会訪問介護事業所	福崎町大貫
2		有限会社愛の里訪問介護事業所	福崎町大貫
3		有限会社愛ケア・サービス	福崎町福田
4		ヘルパーステーションジョイケア	福崎町西田原

5	重度訪問介護	株式会社アミューズ24	市川町甘地
6		ヘルパーステーション歩歩市川	市川町田中
7		市川町社会福祉協議会訪問介護事業所	神河町栗賀町
8		指定香翠寮居宅介護事業所	姫路市香寺町
1	同行援護	神河町社会福祉協議会訪問介護事業所	神河町栗賀町
1	行動援護	株式会社アミューズ24	市川町甘地

②日中活動系サービス

	サービスの種類	事業所名	所在地
1	短期入所 (ショートステイ)	高岡の里福祉会 もちの木園	福崎町高岡
2		ヴィレッジによん	市川町甘地
3		ショートステイふれんど	神河町福本
4		社会福祉法人中播福祉会香翠寮	姫路市香寺町
5		ショートステイ香照苑	姫路市香寺町
6		夢前リハビリセンター	姫路市夢前町
7		ゆめさきの家	姫路市夢前町
1	生活介護	高岡の里福祉会 もちの木園	福崎町高岡
2		たかはしサポートセンター	福崎町高橋
3		福崎町第1老人デイサービスセンターなぐさの郷	福崎町大貫
4		いちかわ園	市川町西川辺
5		多機能型事業所 ひと花	神河町栗賀町
6		中播福祉会 香翠寮	姫路市香寺町
7		ゆめさき舎	姫路市夢前町
1	施設入所支援	高岡の里福祉会 もちの木園	福崎町高岡
2		中播福祉会 香翠寮	姫路市香寺町

【訓練等給付】

① 居住系サービス

	サービスの種類	事業所名	所在地
1	共同生活援助 (グループホーム)	グループホームとも	福崎町福田
2		グループホームふれんど	神河町福本

② 訓練系・就労系（就労移行支援・就労定着支援は姫路事業所）

	サービスの種類	事業所名	所在地
1	就労移行支援 ・ 就労定着支援	ウェルビー姫路駅前センター	姫路市南畝町
2		キャリアサポートセンター姫路	姫路市南駅前町
3		LITARICO ワークス姫路	姫路市南駅前町
4		ハンズ姫路	姫路市西駅前町
5		姫路市立かしのきの里	姫路市打越
6		書写ひまわりホーム	姫路市書写
7		マンパワーサポート姫路	姫路市増位新町
1	就労継続支援 A 型	作業所はりまっ子福崎店	福崎町西田原
2		かみかわ倶楽部	神河町中村
3		未来計画	姫路市船津町
1	就労継続支援 B 型	たかはしサポートセンター	福崎町高橋
2		峰の会作業所	福崎町西田原
3		いちかわ園	市川町西川辺
4		ゆうかり作業所	市川町甘地
5		きっと	市川町西川辺
6		かみかわ倶楽部	神河町中村
7		多機能型事業所 ひと花	神河町栗賀町
8		障がい者支援事業所菜の花	姫路市香寺町
9		いちかわ園ゆめさき分園	姫路市夢前町
10		ハッピーベル船津福祉作業所	姫路市船津町

【障害児通所支援サービス】

	サービスの種類	事業所名	所在地
1	児童発達支援	共生型デイサービス ケア Labo	福崎町西田原
2		ケアステーションかんざき	神河町栗賀町
1	放課後等デイサービス	ここん	福崎町福田
2		共生型デイサービス ケア Labo	福崎町西田原
3		つなぐ	神河町福本
4		ケアステーションかんざき	神河町栗賀町
1	障害児相談支援	福崎町障害相談支援センター	福崎町大貫
2		相談支援事業所れいめい	市川町西川辺
3		つなぐ	神河町福本
4		ケアステーションかんざき	神河町栗賀町

【地域生活支援事業】

	サービスの種類	事業所名	所在地
1	日中一時支援事業	高岡の里福祉会 もちの木園	福崎町高岡
2		いちかわ園	市川町西川辺
3		つなぐ	神河町福本
4		中播福祉会 香翠寮	姫路市香寺町
1	移動支援事業	有限会社 愛の里	福崎町大貫
2		株式会社アミューズ 2 4	市川町甘地
3		神河町社会福祉協議会訪問介護事業所	神河町栗賀町

5 障害者福祉施策等に関連する年間行事（抜粋）

実施期間・日	イベント名称	主催（主唱）
4月2日	世界自閉症啓発デー	国連
4月2日～8日	発達障害啓発週間	世界自閉症啓発デー日本実行委員会 （厚生労働省及び関係団体で構成）
5月5日～11日	児童福祉週間	厚生労働省
5月23日	難病の日	一般社団法人 日本難病・疾病団体抗議会 NPO 法人難病のこども支援全国ネットワーク
7月22日～28日	肝臓週間	公益社団法人ウイルス肝炎研究財団
7月28日	日本肝炎デー	厚生労働省
9月1日～30日	障害者雇用支援月間	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
9月10日～16日	自殺予防週間	厚生労働省
10月1日～31日	臓器移植普及促進月間	厚生労働省
	骨髄バンク推進月間	厚生労働省
11月1日～10日	障害者人材開発促進週間	厚生労働省
11月10日	技能の日	厚生労働省
11月1日～30日	児童虐待防止推進月間	厚生労働省
	テレワーク月間	テレワーク推進フォーラム
12月3日～9日	障害者週間	内閣府
3月1日～31日	自殺対策強化月間	厚生労働省

6 障害者マーク



① 盲人のための
国際シンボルマーク

視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などに付けられている世界共通マーク



② ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬が、公共の施設や交通機関、一般的な施設(スーパー・デパート・ホテル)で同伴できることを知ってもらうためのマーク
補助犬とは・・・盲導犬・介助犬・聴導犬



③ 白杖 SOS シグナル

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマーク



④ ハートフルマーク

全国障害者雇用事業所協会に加盟している、障がい者雇用に積極的な企業が自社の製品や商品につけることのできるマーク。



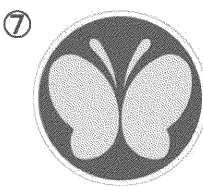
⑤ 障害者雇用優良中小事業主認定マーク

障害者雇用の取組が優良な中小事業主を認定する制度。事業主の取組状況が地域における障害者雇用のロールモデルとして、他社においても参考となり、中小事業主全体で障害者雇用の取組が進展することが期待されます。



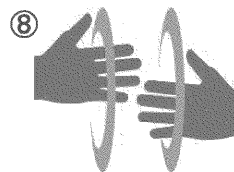
⑥ 耳マーク

聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマーク。
このマークを提示された方は、その人の特性に応じたコミュニケーションに配慮する必要があります。



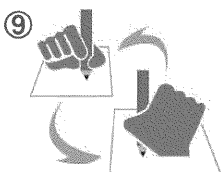
⑦ 聴覚障がい者標識

政令で定める程度の聴覚障がい者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。



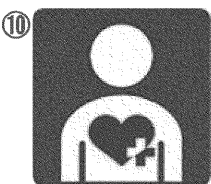
⑧ 手話マーク

耳が聞こえない人が手話でコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。



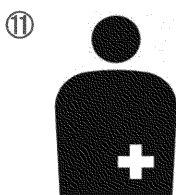
⑨ 筆談マーク

耳が聞こえない人、音声言語障がい者・知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口・店舗などに掲示できます。



⑩ ハート・プラスマーク

内臓等の身体内部に障がいのある人を表します。内部障がいとは外見から分かりづらいため、障がいの存在を示し、理解を得るためのマーク



⑪ オストメイトマーク

オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設し排泄機能に障がいのある人のことをいいます。このマークはオストメイトである事と、設備(オストメイト対応のトイレ)があることを表しています。



⑫ 障がい者のための
国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物や施設であることを表す世界共通のマーク。障がいの種類や程度にかかわらず、すべての障がい者を対象としたものです。



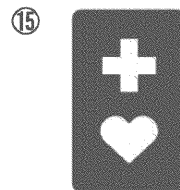
身体障がい者標識

肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。
このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。



こども用車いす

「子ども用車いす」や「病気や障がいにより、ベビーカーでしか移動できない人が使用しているベビーカー」その利用を認めている施設の入口などに表示されています。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。



サポートハートマーク

見えない障がいや病気でサポートを必要としている人が、街中で助けを求めやすくなるように、困っている人を助けたいと思っている人が身に着ける、いわば“逆ヘルプマーク”



グリーンフラッグ
海の障がい者マーク

海の障がい者マークは、障がい者が乗船する小型船舶、バリアフリーの小型船舶及びこれらの船が係留できる海上施設などに表示します。



障がい者
雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がいのある人の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業団体に対して付与する認証マークです。



介護マーク

精神障がい・知的障がい・身体(内部障がい)の方の介護は、他の人からは介護していることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれることがあります。介護中であることを周囲に理解していただくためのマークです。

7 用語解説

あ行

一般就労	労働関係法の適用を受けて一般企業で働くこと
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化や、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発展させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下で、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。（一般的な教育制度から排除されない、自己の生活地域で初等中等教育機会が与えられる、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要）
SDGs (エスディージーズ)	Sustainable Development Goals の略。「持続可能な開発目標」と呼ばれる。地球規模の課題に対応するため、2015（平成 27）年の「国連持続可能な開発サミット」で 193 のすべての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中に盛り込まれた 2030（令和 12）年までの国際目標。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられている。
NPO 法人 (エヌピーオー法人)	1998（平成 10）年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法」により法人格を取得した団体をいう。Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。
NPO 法人フードバンクはりま	団体所在地は姫路市。食品生産者、卸業者、小売業者や個人等から食品提供を受け、食料を必要としている児童養護施設、障害者施設、母子家庭や単身の高齢者世帯等のもとへ届けるフードバンク活動を行っている。また家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉団体、施設、子ども食堂などに寄付する活動「フードドライブ」の呼びかけを県内地域で行っている。
遠隔手話通訳サービス	対面手話通訳での対応が困難な場合に、スマートフォンやタブレット等のテレビ電話機能を使った遠隔による手話通訳。意思疎通支援事業の一つ。
オストメイト	癌や事故等で消化管や尿管が損なわれたため、腹部等に排せつのための開口部を造設した人をいう。
親亡き後	障がいのある人が、親を亡くした後の生活支援や財産管理といった生活に関するさまざまな状況を総称する。

か行

学習障がい（LD）	Learning Disabilities を訳した教育上の用語。話し言葉や書き言葉、計算、運動などに関する基礎的な学習過程に障がいがある状態。一般的知能は普通のレベルにあるのに計算だけができない、文章が読めない、あるいは運動ができないなどの症状がみられる。
カンファレンス	会議、協議の意。障がい福祉サービスにおいては、利用者に関する情報を享有するための場をいう。対象となる利用者の現状や問題点などを各担当が報告し、メンバー間で協議しながら、より良い支援方法を検討することを目的とする。
GIGA スクール構想	全国の学校で義務教育を受ける児童生徒に、1人1台の学習者用PCやクラウド活用を前提とした高速ネットワーク環境などを整備するとした計画。ICT（= Information and Communication Technology）の活用により、子どもたちの個性に合わせた教育の実現を目的とし、さらに教務や保健などのデータを一括管理する「統合系公務支援システム」の導入で、教員の負担を軽減し「働き方改革」につなげる狙いもある。当初は2023（令和5）年の達成を目標にしていたが、新型コロナウイルス感染拡大による休校措置を受けて計画を前倒し、2021（令和3）年3月末までに進めることとなった。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的役割を担う機関で、困難事例等を含む相談支援に関する総合的業務を実施する。
共生型サービス	高齢者と障がい者がデイサービスなどについて同一の事業所でサービスを受けやすくするため介護保険と障がい福祉両方の制度に設けられたもの。介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくなり、これにより、障がい者が65歳以上になっても、使いなれた障がい福祉サービス事業所を利用し続けることができる。
共生社会	年齢や性別、障がいの有無に関わりなく、すべての人がお互いの人権を大切にし、ともに支え合い、誰もが社会参加と貢献を果たすことができる社会。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。
共同生活介護 （ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事などの介護を行う。
居宅介護 （ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護を行う。
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

緊急通報システム	ひとり暮らしの高齢者などを対象に、「緊急通報装置」を貸与し、急病や健康相談に 24 時間対応するもの。
ケアマネジメント	障がいのある人のニーズや家族等の状況をふまえ、さまざまな社会資源との間に立ち複数のサービスを適切に結びつけ、調整を図りつつ、包括的かつ継続的にサービス提供を確保する援助方法。
計画相談支援	障がいのある人のサービス等利用計画に関する相談や作成等が必要な場合に、適切なサービスの利用に向けて実施するケアマネジメントのこと。
高次脳機能障害	頭部外傷や脳血管障がいなど、主に脳の損傷によって生じる記憶障がい・注意障がい、遂行機能障がい等の認知障がい。
行動援護	自己判断能力が制限される人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を過ごす上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために行われる配慮。
個別支援計画	障がい福祉サービス事業所におけるサービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等と利用者及び家族等の要望を踏まえ、利用者自身の身体的・心理的・社会的状況を把握・評価したものに基つき、適切な支援内容等を検討し、作成するもの。
戸別受信機	自治体が発信する、災害の発生や避難情報を戸別に受信できる装置。行政側が放送を流すと自動的に戸別受信機のスピーカーから音声が行流れる仕組み。聴覚に障がいがある人のために液晶で文字情報を流す機種もある。

さ行

災害時要援護者 (要配慮者)	高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人等、災害発生時に何らかの配慮が必要な人。
作業療法士 (OT; Occupational Therapist)	身体又は精神に障がいのある者などに対し、種々の作業活動を用いて治療や訓練指導、援助を行い、積極的な生活を送る能力を獲得させることを業務とする者。
サポートファイル	特別な支援を要する児童生徒を対象に、一貫性のある支援を行うため、学校での支援計画や日常生活における関わり方等を綴ったもの。
事業協同組合	中小企業者が協同で事業を行い、経営の合理化や改善等を図るための組合。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事などの介護を行う。
指定難病	2004 (平成 26) 年に「難病の患者に対する医療費等に関する法律」(難病法) が制定され、この法律による医療費助成の対象となる疾患をいう。2005 (平成 27) 年 1 月施行。なお従前の「特定疾患治療研究事業(医療費助成事業)」はスモンなどの 4 疾患をのぞき、指定難病に移行した。

児童発達支援	障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービス。
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童の通所施設。日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。
自閉スペクトラム症 (ASD)	多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障害。正常な社会的関係を構築することができず、言葉の使い方に異常がみられるか、まったく言葉を使おうとせず、強迫的な行動や儀式的な行動がみられる。症状の状態像は非常に多様であるため、専門家の助言のもと状態を正しく理解し、個々のニーズに合った適切な療育・教育的支援につなげていく必要がある。 （これまで、自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー(Asperger)症候群などの名称で呼ばれていたものが、2013（平成 25）年のアメリカ精神医学会(APA)の診断基準 DSM-5 の発表以降、自閉スペクトラム症 (ASD;Autism Spectrum Disorder) と表現することとされた）
社会適応訓練事業	精神に障がいのある人の働く意欲や自信を高めることを目的とした本町の障がい者就労促進事業。県事業の「精神障害者社会適応訓練事業」（働く意欲を持つ精神障がいのある人が、仕事をしていく上で必要な力を養うため、一定期間、協力事業所に通い、社会に適応していくための訓練を受けることによって、一般就労への移行を目指す制度）を推進するもの。
重症心身障がい者・児	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した人。
重層的支援体制	2020（令和 2）年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、「重層的支援体制整備事業」が創設された。2021（令和 3）年 4 月施行。「地域共生社会の実現」に向けて福祉にかかる①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業の 3 つを一体的に実施することを図る。地域住民の複雑化・複合化した医療・介護・障害等支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性・世代・相談内容を問わない相談・地域づくり、就労をはじめとした社会参加事業の実施体制を整備する。これらを通じて持続的な伴走支援、多機能協働による支援を目指す。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 A 型	雇用契約に基づき、継続的就労が可能な障がいのある人に対し、生産活動機会の提供や就労に必要な訓練等を行うサービス。

就労継続支援 B 型	一般就労が困難な障がいがある人に対し、雇用契約を締結せず、生産活動機会の提供や就労に必要な訓練等を行うサービス。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行う。
授産品	障がいのある人々が地域の障がい者施設等において、作業訓練の一環として製作した物品。
障害支援区分	障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。
障害児相談支援	障がいのある子どもの障がい児支援利用計画に関する相談や作成等の支援が必要な場合に、適切なサービスの利用に向けて実施するケアマネジメントのこと。
障害児入所支援	障がいのある子どもに対し、入所により、保護や日常生活の指導等を行うサービス。
障害者権利条約	障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、その固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、必要な措置等について定めた条約。
障害者雇用納付金制度	障がい者雇用に係る経済的負担の調整等を図るため、法定雇用率未達成企業から納付金を徴収し、達成企業に対して調整金・報奨金等を支給する制度。
障害者優先調達推進法	2013（平成 25）年に施行。障がい者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、またその経営基盤を強化する観点から国や地方公共団体等が、率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたもの。
障害程度区分	障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため障がいのある人の心身の状態を総合的に示す区分。障害程度区分は福祉サービスの必要性を明らかにするため、区分 1（軽度）から区分 6（重度）の 6 段階に分かれている。全国統一の調査項目をもとに、主治医意見書と特記事項を参考資料とし、審査会によって障害程度区分の判定が行われる。
情報アクセシビリティ	アクセシビリティ（Accessibility）は「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障がい者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンや Web ページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」（後掲）の考え方。
ジョブコーチ	職場適応援助者。障がい者の就職・職場定着を支援するため、実習・就職の職場に一緒に入り、作業遂行の支援・社会生活上の相談・従業員の理解促進などを行う者。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

自立支援医療	2016（平成 18）年 4 月から、従来の精神通院医療費公費負担制度、育成医療及び更生医療が再編され、障害者自立支援医療となる。
自立支援協議会	サービス利用計画の作成などを含む相談支援事業を適切に実施していくために設置される協議会。機能としては、①中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価、②具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築があげられる。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。
成年後見制度	家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人・保佐人などが障がいにより判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した残産管理などを行う。
ソーシャルインクルージョン	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え。

た行

第三者評価	事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価すること。
ダイバーシティ	Diversity: 多様性を指す。組織やグループなどで障がいのある人や女性、外国人など多様な人材を登用し、それぞれが持つ能力を活かすことで、組織の活性化や企業価値の向上を図ろうとするもの。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気やその他の理由により介護ができない場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行う。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院中の精神障がいのある人等に対し、住宅の確保や地域での生活に移行するための相談等を行うこと。
地域活動支援センター	障がいのある人に創作的活動や生産活動に従事する機会を提供することで、日中活動をサポートする施設。
地域定着支援	居宅で単身等で生活する障がいのある人に対し、地域生活を継続していくために常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応等を行うこと。
注意欠如・多動性障がい (ADHD)	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。
デジタルサイネージ	ディスプレイやタブレット端末などの電子媒体を使用して看板、掲示板などの用途で情報を発信するシステムの総称。

テレワーク	情報通信技術(ICT;Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人に対し、外出時において移動等に関する援助を行うサービス。
特定疾患	①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病 ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。 厚生労働省が特定疾患治療研究費として医療費の自己負担分を補助している疾患。2004（平成 26）年に「難病の患者に対する医療費等に関する法律」（難病法）が制定され、同法により、スモンなど 4 疾患をのぞく疾患は「特定疾患」から「指定難病」に移行された。
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
トライアル雇用	事業主に障がい者雇用のきっかけを提供するとともに、障がいのある人に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため、短期間の試用雇用を行うもの。

な行

難病	原因不明、治療方法が未確立で、後遺症のおそれがある疾病
日常生活用具	日常生活上の利便性を図るための用具で、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）以上の 6 種類の用具がある。
Net 119 緊急通報システム	音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。利用者は居住する地域を管轄する消防本部に事前登録し、スマートフォン等から通報用 Web サイトで通報し、文字情報で詳細を伝えられる仕組み。
農福連携	障がいのある人が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
ノーマライゼーション	障がいのある人も障がいのない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念。
ノンステップバス	段差無く車両の乗り降りができ、車内でも段差無く料金収受や、座席等が利用できる車両のこと。

は行

ハート・プラスマーク	外見からは分かりにくい、心臓疾患などの内部障がい・内部疾患を示すマーク。
白杖	身体障害者福祉法において「盲人安全つえ」と記されるものの一般的な呼称。道路交通法第14条は『目が見えない者（目が見えない者に準ずる者を含む。以下同じ）は、道路を通行するときは、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならない。』と定め、車両の運転者は障害を持つ人に対し特に安全を配慮する義務を持ち、その対象であることが分かるように白杖の携行を義務付けている。白杖が一般通行人や車両運転者に対して「視覚障がいを持つことを知らせる」機能となる。ほか2つの機能として、「触覚を通じて路面の情報を収集する」、「路面上にある障害物を検知する」がある。
8050 問題	「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題。1980～90年代に若者の問題とされていた子どもの「ひきこもり」から約30年が経ち、当時の若者が40代から50代、その親が70代から80代と高齢化し、こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが生じている。
発達障がい	「発達障害者支援法」（平成17年制定）に基づく、自閉症 ^{※1} 、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい ^{※1} 、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD） ^{※2} などの脳機能障がい。通常、低年齢で発生する。 （※1、2 2013年アメリカ精神医学会（APA）の診断基準 DSM-5 の発表以降、それぞれ「自閉症スペクトラム症」、「注意欠如・多動症」などと表現されるようになっている）
バリアフリー	障がいのある人が社会生活を営むうえでの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物など物理的なもの、制度的なものなどがある。
ピアサポーター	障がいのある人自身が自らの体験に基づき、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流等を支援する者。「ピア」は英語の peer で、仲間、対等、同輩を指す。
PDCA サイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することを図る。
ひきこもり	厚生労働省による定義は「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」をいう。 「ひきこもり」は、単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じるとされている。

ピクトグラム	絵文字、絵言葉のこと。図記号(graphic symbol)の一種。表現対象を文字以外のシンプルな図記号によって表したものの。2005（平成 17）年、コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIS T0103）規格が制定され、文字や会話によるコミュニケーションの困難な人が、正しく理解できるようにするための規格としてピクトグラムが導入された。
PDCA サイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することを図る。
避難行動要支援者	災害時要援護者（要配慮者）のうち、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人。
兵庫県福祉のまちづくり条例	1992（平成 4）年 10 月 9 日に兵庫県が全国に先駆けて制定した、障がいのある人や高齢者はもとよりすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを目指すための条例。県民の福祉への意識を高めることや障がいのある人や高齢者に配慮した施設の整備を主な目的としている。1993（平成 5）年から施行。
フードドライブ	主に家庭で余っている食品を持ち寄り、地域の福祉団体やフードバンクなどに寄付する活動のこと。
フードバンク	主に企業や農家から発生する、まだ十分に食べられるが余っている食品の提供を受け、食料を必要としている人や施設のもとへ届ける活動及び団体を指す。
福祉的就労	障がいのため、働く機会が得られない障がいのある人の「働く権利」を保護する場。授産施設や小規模作業所を指すことが多い
福祉避難所	「災害対策基本法」に基づく、高齢者や、障がい者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設。
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人たちが、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマーク。
保育所等訪問支援	障がい児施設等での指導経験がある児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がいのある子どもや職員に専門的な支援を行うサービス。
放課後等デイサービス	在学中の障がいのある子どもに対して、通所施設において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を目的とするサービス。
法定雇用率	障害者法定雇用率を指す。労働者の総数に占める障がいのある労働者の総数の割合を雇用義務のための一定の基準として定めたもの。

ホームヘルパー	障がいのある人の家庭等におもむき、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する人。
---------	---

補装具	身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等の器具をいう。
-----	--

ま行

民生委員児童委員	民生委員は、民生委員法に基づいて市町村の区域に設置され、地域住民の相談に応じ必要な支援を行い、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は 3 年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。
----------	---

や行

ゆずりあい駐車場	障がいのある人などのための駐車スペース。
ユニバーサル社会	年齢・性別・障がいの有無等の違いに関わりなく、誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮し元気に活動できる社会。
ユニバーサルデザイン	もともとあった障壁を取り除くことを目指すバリアフリーの概念をさらに進めて、年齢や障がいの有無に関わらず、最初からすべての人が使いやすいように配慮されたデザインのこと。
要約筆記	話し手の話の内容をつかみ、文字にして伝えることをいう。聴覚障がい者のための情報保障手段の一つ。1960 年代に考案され、現在は手話通訳と同様に福祉サービスとして行われている。

ら行

理学療法士 (PT; Physical Therapist)	身体に障がいのある者に対し、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることにより、基本動作能力を回復させることを業務とする者。
リハビリテーション	単に医学的な機能回復訓練にとどまることなく、医学的、教育的、職業的、社会的な幅広い分野で、ライフステージのすべてにわたって、障がいのある人が人間としての尊厳を回復し、生きがいをもって社会に参加することができるようにすることを目的とする援助の体系。
リモートワーク	「テレワーク」と同義。情報通信技術 (ICT; Information and Communication Technology) を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと (再掲「テレワーク」)。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

レスパイトケア	家族を一時的に介護から解放し、休息をとることで日頃の心身の疲れを回復させるようにする支援。
---------	---

わ行

ワーカーズコープ	「労働者協同組合」の意。働く人々・市民が出資し、ともに事業運営を行い、経営責任を担う。地域振興を事業の中心とし、福祉、介護、若者・障がい者・失業者などの就労支援、子育て支援、公共施設のメンテナンスや運営など、活動は広範囲にわたる。2020（令和2）年12月に「労働者協同組合法」が成立し、労働協働組合は法人と定められた。
----------	--

福崎町第 3 次障がい者プラン

計画期間：令和 3 年度～11 年度

（福崎町第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画）

計画期間：令和 3 年度～ 5 年度

（令和 3 年 3 月策定）

編集・発行／福崎町役場 健康福祉課

〒679-2280

兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116 番地の 1

<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

